資料１　選定基準

浜松市立細江図書館、浜松市立引佐図書館及び浜松市立三ヶ日図書館　指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
１ 施設運営管理方針に関する項目（合格点３．３点以上）			
	(1)　施設の性格や目的の理解	3	
	(2)　提案が市の施策に沿ったものであること	3	
	小　計	6	
２ 事業提案（計画）に関する項目（合格点２８．６点以上）			
	(1)　事業の具体的取組み方	9	
	(2)　施設の運営体制・職員の配置	5	
	(3)　適正な管理・モニタリング	5	
	(4)　安全管理・緊急時への対応	6	
	(5)　市民サービスの向上	15	
	(6)　環境への配慮	5	
	(7)　地域等への配慮	3	
	(8)　平等利用	4	
	小　計	52	
３ 指定管理者に関する項目（合格点９．９点以上）			
	(1)　団体の物的・財政的能力	6	
	(2)　施設の運営実績	6	
	(3)　団体の地域貢献	6	
	小　計	18	
４ 指定管理者の活動に関する項目			
	(1)　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
	(2)　各種認定等の有無	1	
	小　計	4	
５ 指定管理料に関する項目（１）　（合格点５．５点以上）			
	収支計画の妥当性	10	
	小　計	10	
６ 指定管理料に関する項目（２）			
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times$ 配点	10	
	小　計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点		―	
合　計		100	

現指定管理者による応募がある場合

選定条件
１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。
２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。
共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。
なお、加減点の算出方法は、募集要項「19実績の反映について」のとおりとする。